

# 兵庫県公報

平成30年10月9日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（新行政課）	2
○ 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	3
○ 兵庫県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（港湾課）	3
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築指導課）	4
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（同）	4
○ 暴力団排除条例の一部を改正する条例（警察本部暴力団対策課）	5
<b>規 則</b>	
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（新行政課）	7
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	11

## 公布された法令のあらまし

### ●本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等を踏まえ、知事がその処理に当たり本人確認情報（住民票に記載されている氏名等の情報をいう。）及び個人番号を利用することができる事務の範囲等について所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

公職選挙法の一部改正により、県議会議員の選挙において選挙運動のために使用するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）を頒布することができることとされるとともに、条例で定めるところにより、県は当該選挙運動用ビラの作成費用を公費で負担することができることとされることに伴い、当該費用の公費負担について必要な事項を定めることとした。

### ●兵庫県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第43号）

港湾管理者以外の者の行う工事又は行為により必要を生じた港湾管理者の行う港湾工事の費用について、その必要を生じさせた者に当該費用の全部又は一部を負担させることができるよう、港湾法の規定に基づき負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収の方法について定めることとした。

### ●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第44号）

建築基準法の一部改正により、国際的な規模の競技会等の用に供することその他の理由により、1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合における建築の許可等の手続が新設されたことを踏まえ、当該許可等の申請に係る手数料を新たに定める等所要の整備を行うこととした。

### ●建築基準条例の一部を改正する条例（条例第45号）

建築基準法の一部改正により、防火地域及び準防火地域以外の市街地で知事が指定する区域内にある木造建築物等である学校、映画館等の小規模な特殊建築物について、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないこととする基準が廃止されたこと等を踏まえ、関係規定について所要の整備を行うこととした。

### ●暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第46号）

暴力団の不当な介入を防止し、もって住民及び来訪者にとってより一層安全で安心なまちづくりを推進するため、県内有数の歓楽街のある地域を暴力団の排除を特に推進する地域として定め、暴力団員が当該地域にお

させた工事若しくは行為を行った者又は当該工事若しくは行為に係る費用を負担する者とする。

- 2 前項の負担金の徴収は、同項の者に対し、地方自治法第231条の規定による納入の通知をして行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の兵庫県港湾施設管理条例第16条の2の規定は、平成30年9月1日以後に行われた工事又は行為により必要を生じた港湾法(昭和25年法律第218号)第43条の3第1項に規定する港湾工事の費用について適用する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月9日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第44号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4の21の部中

「

(12) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	33,000円
------------------------------	-----------------------------------	---------

」

を

「

(11)の3 建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の認定の申請に対する審査	27,000円
(12) 建築物の敷地と道路との関係の許可申請手数料	法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の許可の申請に対する審査	33,000円

」

に改め、同部(36)の款を次のように改める。

(36) 仮設興行場等建築許可申請手数料	法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	3月以内の期間を定めて許可する場合	60,000円
		その他の場合	120,000円
	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		160,000円

別表第4の64の3の部及び別表第5の13の部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。